第16回軽米町議会定例会

平成 2 9 年 6 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議事日程

日程第 1 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 2 議案第 2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 3 議案第 3号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審查特別委員会付託)

日程第 4 議案第 4号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審查特別委員会付託)

日程第 5 議案第 5号 軽米町道路線認定に関し議決を求めることについて

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 6 議案第 6号 軽米町道路線認定に関し議決を求めることについて

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 7 議案第 7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第1号)

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 8 議案第 8号 平成29年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審查特別委員会付託)

日程第 9 議案第 9号 平成29年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第10 請願陳情第11号 道路の改良整備を求める請願

(産業建設常任委員会付託)

日程第11 請願陳情第13号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について(請願)

(総務教育民生常任委員会付託)

日程第12 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることにつ いて

日程第14 発議案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る 意見書

日程第15 発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

日程第16 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員(14名)

1番 中 里 宜 博 君 2番 中 村 正 志 君 3番 \blacksquare 村 せ 0 君 4番 川原木 芳 蔵 君 君 5番 上 Ш 志 君 6番 坂 久 人 勝 舘 7番 屋 君 大 村 税 君 茶 隆 8番 君 9番 松 浦 満 雄 君 10番 本 田 秀 多 門 細谷地 君 12番 古 舘 機智男 君 11番 男 浦 君 13番 Ш 本 幸 君 14番 松 求

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 瞖 君 長 Щ 本 副 町 長 藤 Ш 敏 彦 君 育 長 菅 波 教 俊 美 君 靖 君 総 務 課 長 吉 出 小笠原 亨 君 税 務 会 計 課 長 町 民 生 活 課 長 Ш 島 康 夫 君 康 君 健 福 長 於 本 則 祉 課 業 振 己 君 産 興 課 長 高 田 和 域 地 慗 備 課 長 川原木 純 君 君 監 査 委 員 敬 瀧 澤 英 教 育 次 長 久 君 佐々木 農業委員会事務局長 己 君 高 田 和 選挙管理委員会事務局長 吉 尚 靖 君 健康ふれあいセンター所長 堀 米 豊 樹 君 渞 業 川原木 君 水 事 所 長 純 再生可能エネルギー推進室長 亚 俊 彦 君 君 総 務 課 担 当 主 幹 梅 木 勝 彦 戸田沢 税務会計課担当主幹 光 彦 君 町民生活課担当主 田 浩 司 君 幹 福 健康福祉課担当主幹 大 西 昇 君 産業振興課担当主幹 小 林 浩 君 地域整備課担当主幹 江刺家 弘 君 雅 教育委員会事務局担当主幹 大清水 敬 君 ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 議
 会
 事
 務
 局
 長
 佐
 藤
 場
 芳
 君

 議
 会
 事
 務
 局
 主
 査
 鶴
 飼
 義
 信
 君

◎開議の宣告

○議長(松浦 求君) おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長(松浦 求君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、町長から議案2件の追加提出がありました。また、総務教育民生常任委員長から1件、議会運営委員長から1件の、合わせて2件の発議案、議会運営委員会及び総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案 2 件の取り扱いについては、議会運営委員会において協議した結果、本会議場において審議することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第9号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し 承認を求めることについてから日程第9、議案第9号 平成29年度軽米町介護保 険特別会計補正予算(第1号)までの9件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第9号までの9件について、特別委員会での審査結果の報告 を求めます。

平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、松浦満雄君。

〔特別委員長 松浦満雄君登壇〕

○特別委員長(松浦満雄君) それでは、平成29年6月定例会、委員長報告をいたします。

平成29年6月に本定例会におきまして、平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託されました案件は、専決処分された条例の一部改正の承認を求める議案1件、条例の一部改正2件、財産の取得に関し議決を求める議案1件、

町道路線認定に関し議決を求める議案 2 件、平成 2 9 年度軽米町一般会計補正予算 (第 1 号)、平成 2 9 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)、平成 2 9 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)の 9 件であり、 6 月 1 5 日、全委員出席のもと、午前 1 0 時委員会を開会し、直ちに現地視察が行われ、 (仮称)かるまい交流駅の建設予定地、町民体育館の火災現場、町道認定予定の新光団地線の 3 カ所を視察、それぞれ担当課の説明と各委員からの質問に丁寧に答弁をいただいて、大変意義のある現地調査となりました。

その後、午後1時から委員会を再開し、議案ごとに担当課長より説明を受け活発な審議がなされました。一般会計補正予算についても、主な質疑内容はマイナンバー制度と住民のかかわり、利便性の向上に役立つのかの質問に対して、ポータルサイトを利用することにより利便性の向上が図られるとの説明がありました。

不動産鑑定業務委託について、費用対効果の検討はされたのかに対し、やむを得ない選択であり、今後とも方針に変更はないとの答弁でありました。

児童クラブの新設についての質問に対し、将来的には検討しなければならない課題との答弁がありました。

そのほか蓮台野地区の浄水ポンプの管理運営について等の質問がなされました。

また、国内交流事業補助金、高齢者施設等防犯対策強化事業、軽米町商工会補助金、地域経済循環創造事業交付金に関し、支出先、事業内容、予算内訳について資料をもって活発、的確な質疑応答がなされました。

7款商工費では、交流駅建設に対する補助金、駐車場、バスロータリーの設置についてその是非が議論されました。また、施設の整備内容については、住民の意見を十分に取り入れるべきとの発言に対しては、住民説明会等の開催時期を示し、住民の意見は十分聴取する旨の答弁でありました。

審査の結果は、議案第1号から議案第9号まで、全議案について全会一致で賛成、 可と決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(松浦 求君) 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に

関し承認を求めることについてから議案第9号 平成29年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)の9件に対する委員長の報告は原案を可決とするものです。

議案第1号から議案第9号の9件は委員長の報告のとおり原案を可決と決定する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第9号 平成29年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)までの9件は、原案のとおり可決されました。

◎請願陳情第11号の報告、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第10、請願陳情第11号 道路の改良整備を求める請願に ついてを議題といたします。

請願陳情第11号について常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大村税君。

〔産業建設常任委員長 大村 税君登壇〕

○産業建設常任委員長(大村 税君) それでは、平成29年6月定例会に、産業建設常任委員会へ付託されました請願陳情審査の結果を報告いたします。

3月定例会より継続審査となっておりました請願陳情第11号 道路の改良整備を求める請願について、本定例会において、去る6月14日、本会議終了後、庁舎 3階会議室において、全委員出席のもと審査を行いました。

まず、これまでの審査の経過でございますが、さきの3月定例会において開催された委員会では、現地を確認しながら審査したところでありますが、現状が町道ではなくいわゆる赤線であり、整備に向けた手法、事業等当局の対応について確認してから判断してもよいのではないかとの委員からの意見もあり、継続審査としたところであります。今般再度町担当課からの対応状況や各委員からの意見をいただきながら、慎重審査を行いました。その結果について賛同する意見が多く、その趣旨を了とし、採択といたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。1 1番、細谷地多門君。

○11番(細谷地多門君) ただいまは産業建設常任委員長からの報告がありましたが、 それで質疑をさせていただきます。実は4月までですか、私も産業建設常任委員で ありました。それで、3月定例議会でこの道路の改良整備を求める請願第11号に ついて慎重審議いたしました。先ほど委員長の報告にもありましたように、現地に 出向いて担当課の課長からも出てもらって、いろいろ委員で検討しましたが、この 路線、趣旨は私もわかりますし、趣旨に反対するものではありませんが、ただこの 赤線は入り口と言えばいいのか、出口と言えばいいのか、途中の赤線から現在畑の 真ん中を、路線を変えて横断して将来整備をしたいというようなことの説明をいた だいております。口頭で地主からは承諾を得ているというような説明もありました が、しかしこういった部分についてはなかなか、いわゆる途中から赤線でない部分 を整備したいのだというようなことの意味合いもありますので、こういう部分はや はり確約といいますか、文書で地権者から承諾を得るというようなことも必要かな と。

それから、赤線、いわゆるみなし道路をいきなりその改良工事にというのは、なかなか今までの経緯を見ますと無理があるのではないか。ですから、私は言いたいのは、路線を何の路線に認定するのかというような、例えば町道なりそういう段階を踏んで、そして一定のルールがあるので、そういうルールにのっとって改良工事を申請していくというような段階がいいだろうと思います。というのは、やはりこういう請願陳情が出ますと、地権者の方々、地域の方々にはどうしても採択という結果で、もうすぐといいますか、そう遠くない将来実行していただけるというような期待を持たせる部分もありますので、私は現実的にしっかりした路線整備をするためにも、きちっとその辺の担保といいますか、段階を踏んで、そして何とか地権者、ニーズに応えていくべきだろうと思いますが、この辺のことについていろいろ議論があったのかなと思いますが、そのことをもう少し詳しく委員長からお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(松浦 求君) 産業建設常任委員長、大村税君。
- ○産業建設常任委員長(大村 税君) ただいま細谷地議員からのご指摘がございましたが、常任委員会におきましては各委員の皆さんいろいろとご意見が出たところでございます。今のような町道認定をしてからというふうなこともございました。しかしながら、請願陳情団体の皆さんには議会としての審査結果を採択とするということで当局に上げるということのお話、意見が多かったのでございます。上がった後に執行機関でもって町道認定申請をするようにご指導しながら、そのようなことになって、本会議に整備計画がのったときに皆さんから議論してもらうものではないのかなというようなことで、趣旨を了とするということで採択といたしたところでございます。ご理解願います。
- ○議長(松浦 求君) 質問ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) それでは、質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

請願陳情第11号 道路の改良整備を求める請願を採決します。

お諮りします。請願陳情第11号に対する委員長の報告は採択とするものです。 請願陳情第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第11号 道路の改良整備を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎請願陳情第13号の報告、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第11、請願陳情第13号 教職員定数改善と義務教育費国 庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択 の要請について(請願)を議題といたします。

請願陳情第13号について常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、松浦満雄君。

[総務教育民生常任委員長 松浦満雄君登壇]

○総務教育民生常任委員長(松浦満雄君) 第16回軽米町議会定例会におきまして、総 務教育民生常任委員会に付託された案件は、請願陳情第13号 教職員定数改善と 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係 る意見書採択の要請について(請願)でございました。

6月14日、本会議終了後、3階会議室において全委員出席のもと、慎重審査いたしました。学校や子供たちを取り巻く状況は複雑化、困難化しており、これに対処するためには教職員定数の改善が必要なこと、それを実現するための財政措置が必要なこと等請願の要旨を了とし、全員が採択と決定いたしたことを報告いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

請願陳情第13号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について(請願)を採決します。

お諮りします。請願陳情第13号に対する委員長の報告は採択とするものです。 請願陳情第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第13号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1 復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について(請 願)は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第12、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めること についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

〇総務課長(吉岡 靖君) 追加提案いたします議案第10号の提案理由を説明申し上げます。

議案第10号は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する目的は、消防団活動に供するためです。取得する財産は、小型動力ポンプ付積載車1台で、取得予定価格は1,026万円です。取得の方法は、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14、互光商事株式会社代表取締役、玉川康介より買い入れするものです。

なお、配置先は上舘地区の5分団2部で、納入期限は平成30年2月20日となっております。

また、購入しようとする小型動力ポンプ付積載車の仕様については、配付しております仕様書のとおりです。

なお、今回の購入に当たっては、資料のとおり指名競争入札の結果、不落になったものでございますが、予定価格との差が小さかったことから、最低入札事業者と協議の上、見積書の提出を受けたところ、予定価格以下であったことから随意契約

としたものでございます。

議案第10号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。
 - これから議案第10号に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。7番、茶屋隆君。
- ○7番(茶屋 隆君) 確認ですけれども、こっちの今総務課長が説明したほうの予定価格を見れば1,026万円ということは、税抜きの予定価格で950万円ですよね。 こっちの入札結果表見れば予定価格955万円で、これはなぜ。
- ○議長(松浦 求君) 総務課長、吉岡靖君。
- ○総務課長(吉岡 靖君) 予定価格は税抜きの955万円でございます。今回の買い入れの価格については税込みとなってございます。
- ○議長(松浦 求君) 7番、茶屋隆君。
- ○7番(茶屋 隆君) 955万円の税抜きに消費税掛ければ1,026万円にならないでないの。
- ○総務課長(吉岡 靖君) 予定価格で契約したわけではなくて、予定価格を下回った見 積額をいただいたので、その金額に8%を乗じて得た額が1,026万円になりま す。
- ○議長(松浦 求君) 7番、茶屋隆君。
- ○7番(茶屋 隆君) 落札価格の960万円に……
- ○議長(松浦 求君) 茶屋君が勘違いしているのでないの。

ちょっと休憩をいたします。

午前10時25分

午前10時26分

○議長(松浦 求君) 再開をいたします。

以上で質疑を終わります。

討論を行いますが、討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第13、議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解に関し 議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長(吉岡 靖君) 追加提案いたします議案第11号の提案理由を説明申し上げます。

議案第11号は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めるものです。

議案第11号の内容ですが、和解及び損害賠償の相手は議案書に記載のとおりです。損害賠償の額は16万920円です。和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないとするものです。損害賠償の原因は、平成29年2月7日午前9時30分ごろ、軽米町大字山内第30地割内の町道平堰ノ下新井田線において、職員が除雪作業中、過失により相手方所有のビニールハウスに雪塊を接触させ損害を与えたものでございます。

議案第11号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。
 - これから議案第11号に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。13番、 山本幸男君。
- ○13番(山本幸男君) 損害賠償の額が十六万何ぼで決まった。あとは補正予算を今までであれば同時に提案して、速やかに対応ができるというような形になったように記憶しております。今回はまず、損害賠償の額だけ決めても支払いができないでないのかなというような感じもしますが、どんな対応をするか。
- ○議長(松浦 求君) 総務課長、吉岡靖君。
- ○総務課長(吉岡 靖君) 保険金の支払いについてなのですけれども、自賠責法において、軽米町が被保険者でございますので、軽米町を通して本人にお支払いする方法のほか、被害者より直接保険会社のほうに請求をして支払いをするという方法が認められてございます。今回の事案なのですけれども、保険会社のほうからもそういう事例が多いというふうなことでございまして、迅速かつ確実に行う方法として保険者より直接被害者のほうにお支払いするという方法をとろうとするものでござい

ます。

- ○議長(松浦 求君) いいですね。13番、山本幸男君。
- ○13番(山本幸男君) そうすると、今回の直接支払いという方法・対応は初めてでないですか。そのような感じもしますが、一般的に予算化して対応するというのがやっぱり自治体の対応の一番わかりやすい方法だと思ったのですが、その転換した理由を-
- ○議長(松浦 求君) 総務課長、吉岡靖君。
- ○総務課長(吉岡 靖君) 申しわけございません。これまでの事例については、こういう事実があったかどうかというのは私のほうで確かめておりませんので、ちょっとお答えできないのですけれども、いずれ先ほど申し上げましたように、この運用の趣旨が迅速、確実にというふうなことでございますので、被害者の方にもできるだけ早くお支払いする方法としてこういう措置をとらせていただきました。今後につきましても、この自賠責保険法を準じて行えるものについては、こういうふうな形をとっていきたいなというふうに考えてございます。
- ○議長(松浦 求君) ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第14、発議案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国 庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務教育民生常任委員長、松浦満雄君。

[総務教育民生常任委員長 松浦満雄君登壇]

○総務教育民生常任委員長(松浦満雄君) 発議案第1号の提案理由を説明いたします。 発議案第1号は、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見 書でございます。教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、長時間労働是正の ためにも計画的な教職員定数の改善を推進されるよう、政府関係機関に意見書を提 出するものでございます。

意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第15、発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、古舘機智男君。

〔議会運営委員長 古舘機智男君登壇〕

○議会運営委員長(古舘機智男君) それでは、発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、軽米町議会会議規則第14条の規定によって提出するものであります。

本文については、皆さんのお手元に意見書案が添付されてあります。

提案理由でありますが、地方議会における人材を確保するために、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう、政府関係機関に意見書を提出するものであります。これに関しては全員協議会等で具体的な説明、協議がなされたものです。

皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第2号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしとし、討論を終わります。

これから発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

発議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(松浦 求君) 日程第16、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とい たします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育 民生、産業建設常任委員会の各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とする ことに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長(松浦 求君) ここで町長から発言を許されたい旨の申し出がありました。これ を許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 議長の許可をいただきましたので、第16回軽米町議会定例会が 閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月12日に開会以来、本日までの9日間にわたり開催されたとこ

ろであります。今定例議会には、人事同意案件1件、専決処分の承認を求める議案1件、条例の一部改正に関する議案2件、本日追加提案させていただいた議案を含め財産の取得に関する議案2件、軽米町道路線認定に関する議案2件、損害賠償の額の決定及び和解に関する議案1件、一般会計ほか補正予算の議案3件、合わせて12件の議案を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案 どおりご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、(仮称)かるまい交流駅の整備につきましては、建設検討委員会を中心に 基本設計、実施設計の作成を進めてまいりますが、今後も議員各位を初め、町民の 皆様への説明に努め、多世代の皆様の交流の場、芸術文化の拠点施設として町民の 皆様に末永く愛される施設となるよう努めてまいりたいと考えております。つきま しては、議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり十分心して進めてまいりたいと存じます。

簡単でございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(松浦 求君) 会議を閉じます。これをもって第16回軽米町議会定例会を閉会 します。ご苦労さまでした。

(午前10時41分)